助成対象団体

村が認めるコミュニティ組織(自治会・地域づくり組織等)

助成事業内容

一般コミュニティ助成事業

助成内容	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物や消耗品は除く)の整備に関する事業。
助成金額	1件につき、100万円~250万円まで(10万円単位。10万円未満は切り 捨て)
対象となるもの の例	・イベント用品の整備(テント、いす、テーブル、音響セット等)等
対象とならない ものの例	建築物、消耗品、建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳)等

※対象となるもの、ならないものの詳細については、「令和8年度コミュニティ助成事業留意 事項Jp.11 を参照してください。

【注意事項】

- ・事業費が 100 万円未満の事業については対象外となります。また、事業費が 250 万円を超える場合は、その超えた分は実施団体の負担となります。
- ・助成金は10万円単位の額となり、10万円未満の経費は、実施団体の負担となります。
- (例:事業費 155 万円の場合は、助成金 150 万円、自己負担 5 万円となります。)
- ·助成金は事業完了後に支払われますので、事業執行については自己資金が必要です。

提出書類(※各2部提出してください。)

- (1)申請希望書 様式第 1 号 [Word ファイル]
- (2)事業収支の内訳 様式第1号別表 [Excel ファイル]

- (3) チェックリスト [Excel ファイル]
- (4)事業実施主体規約(コピー可)
- (5)事業実施主体の令和7年度事業計画及び予算書(コピー可)
- (6)金額積算根拠(見積書等)(コピー可)
- (7)事業内容に関する資料(購入物品のカタログの写し(※カラー))
- ※主なものを記載しています。詳細は必要書類一覧表をご確認ください。

提出期限

令和7年9月22日(月)まで 総務課 デジタル政策室 後野 まで提出

(申請後、担当者より事業内容について聞き取りを行います。)

提出後の流れについて

- 本年 10 月 村より県を通じて自治総合センターへ申請書を提出
- 翌年3月頃 自治総合センターによる助成事業の決定

※事業開始は、交付決定後になります。交付決定前に事業に着手された場合は、助 成金を交付できなくなりますので、ご留意ください。

参考

・要綱等は別添、又は一般財団法人自治総合センターのホームページからダウンロードして確認してください。